

獨協医科大学助産学専攻科奨学金貸与規程施行細則

平成23年4月1日制定

最終改正 令和4年6月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、獨協医科大学助産学専攻科奨学金貸与規程（以下「奨学金規程」という。）第17条の規定に基づき、奨学金の貸与手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与額)

第2条 貸与額は10,000円単位とし、月額50,000円以内とする。ただし、初回の貸与（6月）については、入学月から奨学生に採用された日の翌月分（4～6月分）を一括貸与する。

(貸与総額)

第3条 奨学金貸与の総額は、年度予算に計上した金額以内とする。予算額は、当面最大で次の金額の範囲を目途とする。

1 学年10名×年間貸与額60万円×1（学年）＝600万円

(申請時期)

第4条 奨学金貸与申請の受付は、毎学年度4月とし、学生用掲示板に公示する。所定の書類は、看護学部看護教務課に備え置くものとする。

(奨学金貸与申請書)

第5条 前条により奨学金を受けようとする者は、奨学金貸与申請書に主たる家計支持者の年収金額を記載し、かつ給与所得者にあつては給与所得源泉徴収票を、給与所得者以外の者にあつては総所得を証明する証明書を添付の上、申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 助産学専攻科運営委員会は、第4条により受け付けた申請者について、毎学年度、5月開催の定例委員会において、奨学生候補者を決定し、学長に上申する。

2 学長は、上申に基づいて奨学生を決定する。

(奨学金貸与契約の締結)

第7条 学校法人獨協学園獨協医科大学は、契約書（別記様式第3号）により奨学生と奨学金貸与契約を、奨学生を決定した月の月末までに締結するものとする。

(奨学金の金額変更)

第8条 奨学生は、奨学金変更届（別記様式第8号）により、9月に助産学専攻科長経由で、学長に奨学金の金額変更を申し出ることができる。

2 奨学金の金額変更は、前項により提出された書類に基づき10月の定例の助産学専攻科運営委員会の議を経て、学長が承認する。

3 奨学金の金額変更を承認された奨学生は、大学と奨学金貸与変更契約（別記様式第9号）を締結しなければならない。

4 奨学金の金額変更は承認を受けた月の翌月分からとする。

(奨学金の辞退)

第9条 奨学生は、辞退届（別記様式第10号）により、助産学専攻科長経由で、学長に奨学金の辞退を申し出ることができる。

(異動届)

第10条 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡届（別記様式第11号）及び除籍謄本を、速やかに助産学専攻科長経由で、学長に提出しなければならない。

(産前産後休暇又は育児休業取得期間中における奨学金の返還)

第11条 奨学生であった者が産前産後休暇又は育児休業を取得する場合にあつても、原則として奨学金規程第11条第1項の返還月（毎年6月及び12月）に奨学金を返還しなければならない。この場合奨学生であった者は、あらかじめ大学事務局経理部経理課に奨学金返還給与天引停止届（別記様式第12号）を提出しなければならない。

2 前項の場合、奨学生であった者は、大学の給与支給日に当たる25日までに大学が指定する銀行口座への振込みにより、奨学金を返還するものとする。ただし、金融機関が休業日に当たる場合は、翌営業日までに振込むものとする。

(退職時の奨学金返還)

第12条 奨学生であった者が奨学金返還完了前に大学を退職した場合は、退職した日から1月以内に、返還未済額の全部を返還しなければならない。

(奨学金返還計画変更届)

第13条 奨学生であった者が、奨学金規程第12条第1項により承認を受けた奨学金返還計画を変更しようとするときは、あらかじめ奨学金返還計画変更届(別記様式第13号)を助産学専攻科長経由で、学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(奨学金返還台帳)

第14条 奨学金の返還債務を把握するため、奨学金返還台帳(別記様式第14号)を作成するものとする。

(奨学金の返還猶予願出)

第15条 奨学生であった者が、奨学金規程第13条により奨学金の返還猶予を受けようとするときは、災害の場合にあつては市町村長又は消防署長の発行する罹災証明書等を、傷病の場合にあつては医師の発行する診断書を、その他の場合にあつてはその事実を明らかにする証明書又は疎明書を返還猶予届出書に添付の上、願出しなければならない。

(奨学金返還の督促)

第16条 学長は、奨学生であった者が、奨学金規程第11条に違反し、指定期日までに返還金の納入がなかったときは、督促状(別記様式第15号)を発行するものとする。

(奨学金返還完了通知)

第17条 学長は、奨学金に係る返還債務の全額の返還が完了したときは、奨学金返還完了通知書(別記様式第16号)を発行するものとする。

(定めのない事項の取扱い)

第18条 奨学金規程及びこの細則に定めのない例外的事項は、その取扱いを助産学専攻科運営委員会の議を経て、学長が決定する。

(細則の改廃)

第19条 この細則の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則(平成23年 細則第4号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年 細則第19号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年 細則第15号)

この細則は、令和4年6月1日から施行する。

別記様式(省略)